

## 転入予定者受付票

以下のとおり、パートナーシップ宣誓書を受け付けましたので、大村市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定により、転入予定者受付票を交付します。

受付年月日	年 月 日		
受付番号			
本人	氏名	通称名	住所
パートナー	氏名	通称名	住所
連絡先			
備考			

※ 本人又はパートナーが本市に転入した際は、転入届（様式第4号）に本票及び住民票の写しその他の本市に転入したことを証する書類を添えて、市長に届け出てください。

※ 転入届の届出の日時については、あらかじめご連絡ください。

### 【問合せ先】

大村市総務部男女いきいき推進課

電話番号：0957-54-8715

市受付印

## この受付票を提示された皆さまへ

大村市では、市民一人一人が互いの個性や多様性を認め合い、だれもが大切な人とともに安心して暮らし、自分らしく生きることを後押しするため、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

本制度は、一方又は双方がLGBTQ（性的少数者）【注】であるお2人が、お互いを人生のパートナーとして、支え協力し合う関係であることを市に宣誓してもらい、その関係を市が証明する制度です。

本制度による証明を受けた場合、法律上の婚姻とは異なり法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、行政サービスや民間サービスを受けることができるようになります。

この受付票は、本制度の利用者が市外に居住している場合であって、市内への転入を予定しているときに発行するものです。本制度の利用者が市内の不動産物件を契約しようとする際などに、両者の関係性を説明するため、この受付票を事業者の皆さまに提示することがあります。

事業者の皆さまには、本制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本制度を利用される方の個人情報（性的指向、ジェンダーアイデンティティ、本制度を利用していること等）について、本人の了承を得ることなく、第三者に口外することはプライバシーの侵害となりますので、ご留意してください。

【注】LGBTQ（性的少数者）…性的指向（どのような性別の人を好きになるか）やジェンダーアイデンティティ（自分の性をどのように認識しているか）が、一般的に多数派とされる生まれた時の身体の性と心の性が一致し、恋愛感情が異性に向く人とは異なる人のこと。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれる。

※この受付票の受理者が、本市に転入したことを届け出た際に、大村市パートナーシップ宣誓書受領証を交付します。